

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清流会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額216,000円とする。但し、報酬の支給においては出勤日数が月20日以上で1日あたり6時間以上の勤務とする。

(支 給 日)

第3条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき2,100円

但し、支給については片道100km以上の出張とする。

宿泊料 1泊につき9,300円

但し、東京23区内については1泊につき10,700円とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成23年3月11日から施行する。